

## 札幌市児童福祉法施行条例の改正（保育所における連携施設の確保）について

### 1 改正内容及びその理由

#### (1) 改正内容

乳児園などの小学校就学前までの保育を行わない保育所（以下「受入年齢限定保育所」という。）に対し、小規模保育事業等と同様に、当該保育所の卒園児の受入先となる連携施設の確保を義務付ける規定を新たに設ける。

#### (2) 改正理由

- ・ 本市では、保育所は児童が0歳から小学校就学の始期に達するまで保育することを原則としているが、受入年齢限定保育所も設置されている。
- ・ しかし、受入年齢限定保育所を卒園した乳幼児の受入先を確保することをその設置者に義務付けていないため、当該乳幼児への継続的な保育の提供が行われぬおそれがある。
- ・ また、満3歳までの保育の利用が原則である家庭的保育事業や小規模保育事業等については、札幌市児童福祉法施行条例により、卒園後の受け皿を引き受ける連携施設の確保を義務付けしていることを踏まえると、受入年齢限定保育所についても、同様に連携施設を確保すべきと判断される。

### 2 改正スケジュール

平成27年第3回定例市議会に提案しており、議決後、平成28年4月1日から施行する。